



発行 東京都

目次

規則

○東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則
（福祉保健局保健政策部疾病対策課）……………一

告示

○特定計量器定期検査の実施（三件）……………（生活文化局計量検定所検査課）……………二

○建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）……………三

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………（環境局総務部環境政策課）……………三

○救急医療機関の認定及び協力申出の撤回……………（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）……………六

告示（教）

○東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館の休館…………………………七

告示（交）

○東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売…………………………七

公告

○都市計画の案……………（都市整備局都市基盤部交通企画課）……………八

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………八

規則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布す

る。

平成二十九年十二月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十九号

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一疾病名の欄中「特発性好酸球增多症候群」を「古典的特発性好酸球增多症候群」に、「骨髄線維症」を「原発性骨髄線維症」に改め、同表対象者の欄中「特発性好酸球增多症候群」を「古典的特発性好酸球增多症候群」に、「骨髄線維症」を「原発性骨髄線維症」に、「状態の程度（当該疾病）」を「状態の程度に該当するもの（当該疾病）」に改める。

別記第二号様式中

- 〔注〕 1 記載日前6か月以内の資料に基づき記入してください（ただし、遺伝予診断を要するものはこの限りではありません。）。
- 2 記入漏れのある場合や鑑別診断が不十分な場合は、認定できないことがありますので御注意ください。
- 3 臨床調査個人票の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。

- 〔注〕 1 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、認定基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えありません（ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限ります。）。
- 2 治療開始後における重症度分類については、認定基準上に特段の規定がない場合には、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近6か月間で最も悪い状態を記載してください。

3 記入漏れのある場合、鑑別診断が不十分な場合、添付資料に不足がある場合等は認定できないことがあります。

4 臨床調査個人票の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。

改める。

別記第二十五号様式中

「(注) 1 記載日前1年（東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第8条第1項の表1の項に掲げる対象者については、6か月）以内の資料に基づき記入してください。ただし、遺伝子診断を要するものは、この限りではありません。

2 記入漏れのある場合や鑑別診断が不十分な場合は、認定できないことがありますので御注意ください。

3 臨床調査個人票の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。

「(注) 1 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、認定基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えありません（ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限ります。）。

2 治療開始後における重症度分類については、認定基準上に特段の規定がない場合には、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近6か月間で最も悪い状態を記載してください。

3 記入漏れのある場合、鑑別診断が不十分な場合、添付資料に不足がある場合等は認定できないことがあります。

4 臨床調査個人票の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（以下「旧規則」という。）別表第一の疾病名の欄に掲げるもののうち、次の表の上欄に掲げる疾病に係る対象者とされている者は、この規則による改正後の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第一の疾病名の欄に掲げるもののうち、次の表の下欄に掲げる疾病に係る対象者とみなす。この場合において、同表の下欄に掲げる疾病に係る対象者とみなされた者に現に交付されている同表の上欄に掲げる疾病に係る医療券は、同表の下欄に掲げる疾病に係る医療券とみなす。

特発性好酸球増多症候群	古典的特発性好酸球増多症候群
骨髄線維症	原発性骨髄線維症

3 この規則の施行の際、旧規則別記第二号様式及び第二十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第千八百二十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十五日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 品川区

二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう

量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成三十年一月二十九日から同年三月二十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千八百二十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十条第二項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十五日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 板橋区

二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを

超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成三十年一月十七日から同年三月二十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千八百二十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十条第二項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十五日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 江戸川区

二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成三十年二月一日から同年三月二十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千八百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

清瀬市松山三丁目千八百一、同番 平成二十九年十一月三十日
三百五の一部、千六十三番二の一部 一月三十日
及び同番四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第千八百二十五号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、京浜急行電鉄湘南線(泉岳寺駅~新馬場駅間)連続立体交差事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、

事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

港区 高輪二丁目、高輪三丁目、高輪四丁目及び港南二丁目の区域

品川区 北品川一丁目、北品川二丁目、北品川三丁目及び北品川四丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

京浜急行電鉄株式会社

取締役社長 原田 一之

港区高輪二丁目二十番二十号

三 対象事業の名称及び種類

京浜急行電鉄湘南線(泉岳寺駅～新馬場駅間)連続立体交差事業

鉄道の改良

四 対象事業の内容の概略

対象となる事業は、京浜急行電鉄湘南線の泉岳寺駅から新馬場駅までの約一・七キロメートルの区間を連続立体交差化するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、騒音・振動、日影、電波障害、景観及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

る。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十九年十二月十五日から平成三十年一月十九日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日並びに平成二十九年十二月二十九日、平成三十年一月二日及び同月三日を除く。

なお、平成二十九年十二月二十九日から平成三十年一月三日までの日は、縦覧期間の日数に算入しない。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課
港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 品川区都市環境部環境課
品川区広町二丁目一番三十六号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

エ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名

称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成三十年一月二十九日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した予測・評価項目について現況調査を実施し、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。
環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)から(3)までに示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p>(1) 工事の施行中</p> <p>ア 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果は、敷地境界上の地点において、73dB～80dBであり、各工種ともに、評価の指標である騒音規制法(昭和43年法律第98号)又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)(以下「環境確保条例」という。)の基準値を下回っており、評価の指標を満足する。</p> <p>イ 建設機械の稼働に伴う建設作業振動 建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測結果は、敷地境界上の地点において、57dB～70dBであり、各工種ともに、評価の指標である振動規制法(昭和51年法律第64号)又は環境確保条例の基準値と同等又は下回っており、評価の指標を満足する。</p> <p>(2) 工事の完了後</p> <p>ア 列車の走行に伴う鉄道騒音 鉄道騒音の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの地点において、昼間51dB～57dB、夜間46dB～52dBであり、いずれの地点でも現況値を下回っており、評価の指標である「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」に定める「騒音レベルの状況を改良前より改善すること」を満足する。</p> <p>イ 列車の走行に伴う鉄道振動 鉄道振動の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地点において、48dB～56dBであり、いずれも現況値と同等又は下回っており、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」を満足する。</p>
日影	<p>(1) 工事の完了後</p> <p>ア 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 事業の実施による日影の原因となる鉄道施設は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例(昭和53年東京都条例第63号)の規制対象となるものではないが、評価の指標として、この法律及び条例の基準を参考にして評価した。 工事の完了後において、鉄道施設の構造及び高さに配慮し、測定面の高さ4mにおいて、建築基準法及び東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の規制時間を超える日影は生じないことから、評価の指標を満足する。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
電波障害	<p>(1) 工事の完了後</p> <p>ア 鉄道施設の設置による遮蔽障害及び反射障害 テレビ電波の受信障害は、地上デジタル放送において、事業区間の西側に沿った一部の地域で高架橋端部から広域局では最大約35m、県域局では最大約95mまでの範囲で生じると予測され、また、衛星放送において、事業区間の東側で高架橋端部から最大約20mまでの範囲で生じると予測される。このため、本事業による障害が明らかになった場合には、アンテナ設置位置の調整やクーラントレテレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施する。 また、電波障害が生じると予測される地域以外において障害が生じた場合にも、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、同様の措置を実施する。 これにより、受信障害の状態を解消できることから、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起ささないこと」を満足する。 イ 列車の走行によるパルスノイズ障害及びフラッター障害 パルスノイズ障害は、テレビ画面質に影響を及ぼすほどの障害が生じにくいと予測される。 フラッター障害の範囲は、遮蔽障害の範囲内に収まることと予測される。 これらの障害において、デジタル放送については、類似事例も少ないため、障害が生じた場合には、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、クーラントレテレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施する。 これにより、受信障害の状態を解消できることから、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起ささないこと」を満足する。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

<p>予測・評価項目</p>	<p>評価の結論</p>
<p>景観</p>	<p>(1) 工事の完了後 ア 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 事業区間周辺では、工事完了後の主要な景観は、鉄道施設や低層建築物及び中高層建築物等であるため、主要な景観の構成要素はほとんど変化しない。また、鉄道施設の高さは周辺の建築物等を大きく上回ることはなく、鉄道施設は事業区間周辺の都市的要素と融合しているため、地域景観の特性もほとんど変化しない。 加えて、鉄道施設の材質や色彩等は周辺景観との調和に配慮するため、評価の指標である「東京の南側の玄関口として、風格とにぎわいのある魅力的な街並みを育むこと」及び「旧東海道の歴史と文化を伝え、賑わいを創出する景観づくり」に寄与すること」を満足する。 イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 代表的な眺望地点からの眺望は、そのほとんどが鉄道施設や中高層建築物等といった都市景観となっている。その中に新たな都市的要素として、高架橋等の鉄道施設が加わり、眺望の変化が認められるものの、鉄道施設は、周辺環境と一体となった都市景観になる。 また、随切が除却されることにより、鉄道により分析されていた市街地の一体化を図ることができ、にぎわいのあるまちづくりの実現に寄与する。さらに、高架橋等の鉄道施設の形状や意匠等を地域の景観づくりに寄与するよう配慮するため、評価の指標である「東京の南側の玄関口として、風格とにぎわいのある魅力的な街並みを育むこと」及び「旧東海道の歴史と文化を伝え、賑わいを創出する景観づくりに寄与すること」を満足する。</p>
<p>廃棄物</p>	<p>(1) 工事の施行中 ア 既存構造物の解体撤去及び建設工事に伴う建設発生土・建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法 既設構造物の解体撤去及び建設工事に伴い発生する建設発生土については、有効利用率の予測を99%以上、コンクリート、アスファルト等の建設廃棄物については、再資源化率等の予測を99%以上、建設泥土については、再資源化率の予測を98%、金属くずについては、再資源化率等の予測を83%とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める都関連工事業の目標値を達成する。 また、計画・設計段階においては、建設発生土・建設廃棄物の発生抑制の計画を検討する等、工事の施行において発生する建設発生土・建設廃棄物については、可能な限り有効利用・再利用及び再資源化することにより発生抑制に努める。 なお、有効利用が困難な建設発生土及び再資源化等が困難な建設廃棄物については、関係法令を遵守し、適正に処理する。 これらのことから、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等に定める事業者の責務」を満足する。</p>

●東京都告示第千八百二十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所並びに同申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

平成二十九年十二月十五日

東京都知事 小池百合子

一 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所

名 称	所 在 地	認定期間
医療法人社団宮崎会木挽町医院	中央区銀座四丁目十一番四号	平成二十九年十二月十五日から平成三十二年十二月十四日まで
東京医科大学病院	新宿区西新宿六丁目七番一号	同右
医療法人社団広恵会春山外科病院	同 区百人町一丁目二十四番五号	同右
日本医科大学付属病院	文京区千駄木一丁目一番五号	同右
東京都立墨東病院	墨田区江東橋四丁目二十三番十五号	同右
社会福祉法人同愛記念病院	同 区横網二丁目一番十一号	同右
公益財団法人がん研究会有明病院	江東区有明三丁目八番三十一号	同右
株式会社東芝芝病院	品川区東大井六丁目三番二十二号	同右
国家公務員共済組	目黒区中目黒二丁目	同右

合連合会東京共済病院	三番八号	同右
医療法人財団日扇会第一病院	同 区中根二丁目十番二十号	同右
医療法人社団七仁会田園調布中央病院	大田区田園調布二丁目四十三番一号	同右
医療法人横浜柏堤会奥沢病院	世田谷区奥沢二丁目十一番十一号	同右
東京都立大塚病院	豊島区南大塚二丁目八番一号	同右
岡本病院	同 区東池袋二丁目五番五号	同右
医療法人社団中央白報会白報会王子病院	北区王子二丁目十四番十三号	同右
医療法人社団博栄会浮間中央病院	同区赤羽北二丁目二番十一号	同右
医療法人社団藤寿会佐藤病院	荒川区西尾久五丁目七番一号	同右
医療法人社団和好会金子病院	板橋区南常盤台一丁目十五番十四号	同右
医療法人社団慈誠会浮間舟渡病院	同 区舟渡一丁目十番七号	同右
公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院	練馬区光が丘二丁目十一番一号	同右
医療法人社団心和会足立共済病院	足立区柳原一丁目三番八号	同右
医療法人財団健和会柳原病院	同 区千住曙町三十五番一号	同右
社会医療法人社団医善会いずみ記念病院	同 区本木一丁目三番七号	同右

医療法人社団日岩会下井病院	同 区綾瀬三丁目二番八号	同右
医療法人社団玲瓏会金町中央病院	葛飾区金町一丁目九番一号	同右
公益財団法人東京都保健医療公社東部地域病院	同 区亀有五丁目十番四号	同右
医療法人社団晃山会松江病院	江戸川区松江二丁目六番十五号	同右
医療法人財団岩井	同 区南小岩八丁目十七番二号	同右
外科内科病院	八王子市子安町三丁目二十四番十五号	同右
医療法人社団清智会清智会記念病院	町田市南町田二丁目一番四十七号	同右
医療法人社団慶泉会町田慶泉病院	同 市小山ヶ丘一丁目三番地八	同右
ふれあい町田ホスピタル	福生市加美平一丁目六番地一	同右
公立福生病院	日野市日野本町三丁目十四番地十五	同右
医療法人社団厚潤会花輪病院	立川市錦町四丁目二番二十二号	同右
国家公務員共済組合連合会立川病院	昭島市松原町三丁目一番一号	同右
医療法人徳洲会東京西徳洲会病院	同 区	同右
二 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院		
名 称	所在地	撤回年月日
日本医科大学付属病院	文京区千駄木一丁目一番五号	平成二十九年十二月十四日
国家公務員共済組合連合会立川病院	立川市錦町四丁目二番二十二号	同右

告 示(教)

●東京都教育委員会告示第三十九号

東京都立図書館規則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第四条ただし書及び第十一号ただし書の規定により、東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館を次のように休館する。

平成二十九年十二月十五日

東京都教育委員会

一 期日 平成三十年一月十九日、同年二月十六日及び同年三月十六日

二 理由 設備等の保守点検のため

告 示(交)

●交通局告示第十一号

東京都地下高速電車記念一日乗車券を次のように発売する。

平成二十九年十二月十五日

東京都交通局長 山 手 齊

一 記念乗車券の名称

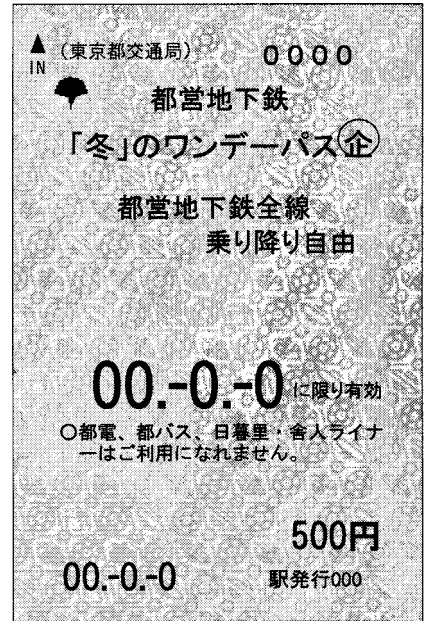
都営地下鉄「冬」のワンデーパス

二 記念乗車券の種類及び運賃

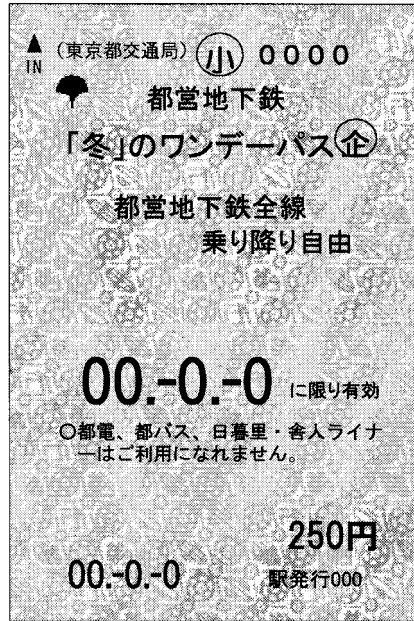
東京都地下高速電車記念一日乗車券 大人 五百円、小児 二百五十円

三 記念乗車券の様式

(一) 大人用



(二) 小児用



四 記念乗車券の発売期間

平成二十九年十二月十六日から平成三十年一月二十一日までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日及び平成二十九年十二月二十八日とする。

五 記念乗車券の効力

発売日一日に限り、都営地下鉄に何回でも乗降車することができる。

六 記念乗車券の発売場所

都営地下鉄の各駅(押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅及び新宿線新宿駅を除く。)

公 告

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都計画都市高速鉄道に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画都市高速鉄道

京浜急行電鉄 湘南線

追加する部分

港区高輪二丁目、高輪三丁目、港南二丁目、品川区北品川一丁目及び北品川二丁目各地方内

削除する部分

品川区北品川一丁目及び北品川二丁目各地方内

変更する部分

品川区北品川一丁目及び北品川二丁目各地方内

第一号線分岐線

削除する部分 港区高輪二丁目、高輪三丁目及び

港南二丁目各地方内

変更する部分

港区高輪二丁目、高輪三丁目及び港南二丁目各地方内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに港区役所及び品川区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) ライフ東府中店

二 店舗所在地 府中市若松町二丁目一番五ほか

三 設置者名 株式会社ライフコーポレーション

四 意見

ア 聴取者 府中市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十九年十一月二十二日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課</p> <p>ウ 収受日 平成二十九年十二月一日</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ア 聴取者 多摩市長</p> <p>四 意見 意見なし</p> <p>三 設置者名 京王電鉄株式会社</p> <p>二 店舗所在地 多摩市落合一丁目十番地一</p> <p>一 店舗名 京王多摩センター駅高架下店舗</p>	<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>六 縦覧期間 平成二十九年十二月十五日から平成三十年一月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 （新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>ウ 収受日 平成二十九年十一月二十二日</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ア 聴取者 府中市長</p> <p>四 意見 意見なし</p> <p>三 設置者名 京王電鉄株式会社</p> <p>二 店舗所在地 府中市府中町一丁目二番地の一ほか</p> <p>一 店舗名 京王府中駅ビル</p>	<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>六 縦覧期間 平成二十九年十二月十五日から平成三十年一月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>六 縦覧期間 （新宿区西新宿二丁目八番一号） 平成二十九年十二月十五日から平成三十年一月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
--	--	--	--

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001